

# 令和8年度賃借料情報の提供について

※農地法の改正により、標準小作料が廃止され、これに代わり農地の賃借料情報を提供することになりました。「賃借料情報」はいままで制定されていた「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料を決定する際の参考資料として提供するものです。

(10a当り年額)

地 目	金 額
田	1 俵 (※1)
畑	2, 500 円

(※1) 1俵当たりの価格は『令和8年度産JA北つくば買取価格(確認米)』。  
上記の情報は令和7年中に締結された賃貸借契約(使用貸借含む)から算出した参考価格です。  
実際の賃借料は地域により、圃場条件や耕作の条件が異なりますので、地主と耕作者の話し合いで決定してください。